

70歳以上の人

## 2 高額介護合算療養費の所得区分と自己負担限度額の見直し

毎年8月から翌年7月までの12ヵ月間に、医療と介護の自己負担額の合計が限度額を超えると高額介護合算療養費として払い戻しを受けられます。70歳以上の人自己負担限度額について、平成30年8月から見直しが行われます。

### 70歳以上75歳未満の人の高額介護合算療養費の自己負担限度額

平成30年7月まで		平成30年8月以降		
所得区分	70歳以上75歳未満	所得区分	70歳以上75歳未満	
標準報酬月額83万円以上	670,000円	標準報酬月額83万円以上	2,120,000円	
標準報酬月額53万円～		限度額の引き上げ	標準報酬月額53万円～	1,410,000円
標準報酬月額79万円			標準報酬月額79万円	670,000円
標準報酬月額28万円～			標準報酬月額28万円～	560,000円
標準報酬月額50万円			標準報酬月額50万円	560,000円
標準報酬月額26万円以下	560,000円	標準報酬月額26万円以下	560,000円	
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	310,000円	低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	310,000円	
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)	190,000円	低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)	190,000円	

75歳以上で加入する  
後期高齢者医療制度

## 3 保険料の軽減特例の見直し

後期高齢者医療制度の保険料は、負担を軽減する特例措置が実施されています。その保険料軽減特例の一部について、段階的に見直しが行われます。

### 後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例

低所得者の所得割	平成28年度…5割軽減 平成29年度…2割軽減 平成30年度…0割軽減	軽減特例の廃止
被扶養者だった人の均等割	平成28年度…9割軽減 平成29年度…7割軽減 平成30年度…5割軽減 平成31年度…0割軽減	

## 介護納付金に「総報酬割」が段階的に導入されます

健保組合は介護保険料を徴収し、介護保険の財源となる介護納付金を負担しています。その介護納付金の計算方式について、加入者数に応じた計算方法から報酬額に応じた「総報酬割」に段階的に変更されます。被保険者の総報酬が多いほど介護納付金が増額されるため、介護保険料率に影響する可能性があります。

※平成29年8月分から介護納付金の1/2、平成31年4月分から3/4、平成32年4月分から全面導入。

### 主な介護保険の給付の見直し

#### 高額介護サービス費の見直し (平成29年8月から)

一般区分の月額上限が44,400円に引き上げられます。1割負担の人だけの世帯では平成32年7月末までの時限措置として、年間446,400円(37,200円×12ヵ月)の上限が設定されます。

#### 現役世代と同程度の所得がある人は自己負担割合が3割に (平成30年8月から)

現役世代と同程度の所得がある人(単身で年収383万円以上、2人以上世帯で年収520万円以上)は、介護保険の自己負担割合が3割に引き上げられます。

65歳以上の人

## 4 生活療養標準負担額の 居住費の引き上げ

65歳以上の人慢性病で長期入院する際は、医療費とは別に生活療養標準負担額を負担します。その居住費部分について、平成29年10月から引き上げになります。医療の必要性の高い患者の場合は経過措置があります。

### 生活療養標準負担額

1日当たりの居住費 (光熱水費相当額)	一般	医療の必要性の高い患者
平成29年9月まで	320円	0円
平成29年10月から 平成30年3月まで	370円	200円
平成30年4月以降	370円	

※難病患者の負担はありません。

70歳以上の人

## 1 高額療養費の自己負担限度額の見直し

世代間の負担の公平性や能力に応じた費用負担とするために、70歳以上の人高額療養費の自己負担限度額が見直されます。見直しは平成29年8月からと平成30年8月からの2段階に分けて行われます。

### 70歳以上75歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額

所得区分	平成29年7月まで	
	外来・個人ごと	1ヵ月の自己負担限度額 入院・世帯
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
一般 (標準報酬月額26万円以下)	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

### 平成29年8月から平成30年7月まで

所得区分	1ヵ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
一般 (標準報酬月額26万円以下)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	限度額の引き上げ 24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

### 平成30年8月以降

所得区分	1ヵ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当 140,100円]	
標準報酬月額53万円～ 標準報酬月額79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当 93,000円]	
標準報酬月額28万円～ 標準報酬月額50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]	
一般 (標準報酬月額26万円以下)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

負担能力に応じた公平な費用負担により、制度を持続可能にするために、健康保険の制度改正が行われます。

平成29年度健康保険の主な制度改正のお知らせ